

独立行政法人大学評価・学位授与機構運営委員会（第40回）議事要旨

- 1 日 時 平成26年3月18日（火） 15:30～17:30
- 2 場 所 学術総合センター 1112 会議室
- 3 出席者 阿知波、新井、池田、石井、大沢、大竹、岡澤、河野、古城、鈴木、武市、中原、二宮、前田、水谷、毛利の各運営委員
（北原、高坂、城山、難波、山本の各運営委員は委任状提出）
野上機構長、岡本理事、山田理事、福治管理部長、児島評価事業部長ほか機構関係者及び浅田高等教育企画課長（文部科学省）

4 運営委員会（第39回）議事要旨について

平成26年2月6日に開催された運営委員会（第39回）議事要旨（案）が確認され、確定版として了承された。

5 議 事

《審議事項》

（1）平成26事業年度計画（案）について

平成26年度の年度計画（案）について審議が行われ、原案どおり承認された。

加えて、文部科学省高等教育局の浅田高等教育企画課長より、大学ポートレートについての説明があった。主な発言内容は以下のとおり。

- ・ 「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月閣議決定）の「基本施策9 大学等の質保証」において、「認証評価機関や大学団体等が参画した自立性の高い主体を設けて運営する「大学ポートレート（仮称）」の積極的な活用を促進する」とされている。大学ポートレートは、データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みであり、大学進学希望者の進路選択における活用、あるいは高等教育全体の質保証といった公的な性格を有しており、国として重要なものと考えている。
- ・ 大学コミュニティによる運営の自律性を尊重することが必要であるため、行政のバランスを鑑みて、独立行政法人であり教育情報の公表・活用に関して専門的知見と実績を有する機構に大学ポートレート事業の実施を依頼するものである。なお、運営委員会を機構に設置することについては、2月27日に開催された大学ポートレート準備委員会においても了承されている。
- ・ 大学ポートレートは、高等教育政策上、重要な意義を有するものであり、且つ社会からの期待も非常に大きいため、着実な運用と継続的な改善・充実が必要であると考えている。文部科学省としては、大学ポートレート事業が将来的にわたって安定的に運営できるよう、必要な財源の確保について責任を持って取り組んでいく。
- ・ 大学関係者やステークホルダー等、関係者間の意見調整についても、文部科学省として主導的な役割を果たしていく所存である。

なお、本年度計画（案）について、今後の文部科学省等との調整により修正の必要が生じた場合は、会長に一任することとされた。また、本件は評議員会に諮ることとされた。

(2) 平成 26 年度機構内予算について

独立行政法人大学評価・学位授与機構会計規則第 9 条の定めに基づき、平成 26 年度の予算編成方針及び収入・支出予算額について審議が行われ、原案どおり承認された。

また、本件は評議員会に諮ることとされた。

(3) 組織運営規則等の改正について

内部統制の充実・強化を図るため、機構の運営に助言等を行うことができる顧問及び参与を新設することに伴い、現行の特任教員制度の見直しの上、組織運営規則を始めとする関係規則・細則の一部改正並びに顧問及び参与規則を制定し、平成 26 年 4 月 1 日より施行したい旨説明があり、原案どおり承認された。主な意見は以下のとおり。

(○：運営委員 ●：事務局 以下同じ)

- 顧問や参与は何人程度を想定されているのか。
- 現行制度での特任教授が 5 名おり、当面その者を顧問や参与として委嘱する可能性がある。
- 顧問・参与という役割は、機構に求められる機能が更に高度かつ多機能になっていく中で、機構長としての業務運営にあたって幅広い視点でのご意見をいただくことを目的としており、そのような適切な助言を求められる方に限ってお願いしていく所存であるので、若干名と考えている。

(4) 教員の選考について

①特任教員

特任教員の採用、再任及び雇用更新について審議が行われ、原案どおり承認された。主な意見は以下のとおり。

- 制度についての質問になるが、機構における「定年」と特任教員及び専任教員の更新の関係性がどのようになっているのか説明願いたい。
- 専任教員の定年は 65 歳である。ただし、定年後も雇用更新は可能とされている。特任教員の定年は 70 歳である。
- 専任教員の雇用更新については、更新回数の上限が定められているのではなく、定年後 1 年から最大 5 年の任期を付与し雇用することが可能という規則内容となっている。特任教員の場合は、1 年から 5 年を限度として更新が認められているが、その限度を超えていなくても、当該年度に 70 歳を迎える場合はその年度末までの雇用となり、翌年度の更新はできない。

②専任教員

専任教員の採用、再任及び雇用更新について審議が行われ、原案どおり承認された。主な意見は以下のとおり。

- 雇用を更新する専任教員は、機構教員の定員に含まれるのか。
- その理解で間違いない。
- 更新となる先生方が余人に代えがたい人物であることは重々承知しているものの、今後評価を担っていくこととなる次世代の教員の確保が懸念される。
- 本年度末をもって 70 歳になる教員については、来年度の更新は行わない。機構の業務上、人材

確保に弾力性を持たせるために、単年度ごとの更新となっている。

- 今後の事業を円滑に推進するため、適切な人材を任用することは必須であり、計画的に行うよう今後も努力を重ねていく所存である。

③客員教員

客員教員の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。

なお、今後、客員教員への就任を急遽依頼する必要がある場合は、その選考を機構長に一任することとされた。

(5) 各種委員会委員等の選考について

①各種認証評価委員会委員等

大学機関別認証評価委員会、高等専門学校機関別認証評価委員会及び法科大学院認証評価委員会の委員及び専門委員の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。また、これまでと同様、欠員補充等の必要が生じた場合は、その選考を会長に一任することとされた。

②学位審査会審査委員等

学位審査会審査委員及び専門委員の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。また、これまでと同様、欠員補充等の必要が生じた場合は、その選考を会長に一任することとされた。

(6) 配偶者同行休業規則の制定について

外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業の制度を設けることにより、職員がその配偶者の海外転勤に伴って離職せざるを得ない状況を改善し、有為な職員の継続的な勤務を促進することを目的として平成 26 年 2 月 11 日から施行された「国家公務員の配偶者同行休業に関する法律」（平成 25 年 11 月 22 日法律第 78 号）に準じて、配偶者同行休業規則の制定及び関係規則・細則の一部を改正し平成 26 年 4 月 1 日より施行したい旨説明があり、原案どおり承認された。

(7) 職員退職手当規則等の改正について

国家公務員の退職給付における官民格差の解消を目的とする「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 96 号）及び早期退職募集制度の導入について定められた「国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令」（平成 25 年政令第 158 号）に準じて、職員退職手当規則及び職員退職手当細則の一部を改正し平成 26 年 4 月 1 日より施行したい旨説明があり、原案どおり承認された。

《報告事項》

(1) 評価事業について

平成 25 年度の評価事業の状況について報告があった。また、会長より、来年度実施予定の「大学質保証フォーラム（旧称：大学評価フォーラム）」について案内があった。

(2) 学位授与事業について

平成 25 年度学位授与の審査結果等及び「新たな審査方式」の実施に伴う事項について報告があ

った。主な意見は以下のとおり。

- 特例適用専攻科の認定にあたっては、教員の審査が中心のようだが、教育プログラムについての基準はあるのか。
- 資料 10-4「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則(案)」の第6条第1項に「短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部4年間に相当する教育課程の授業科目が、機構が別に定める修得単位の審査の基準と適合性を有していること」とあるように、一定のまとまりをもった教育課程が組みられているかどうかという点を認定要件としている。

6 その他

3月末をもって異動となる福治管理部長及び児島評価事業部長から退任の挨拶が述べられた。また、野上機構長から第5期の運営委員会委員の任期満了に伴う御礼の挨拶が述べられた。

以上